

## 市立井田病院における入院患者の個人情報の漏えいについて

市立井田病院の医師が、令和8年5月21日（木）に入院患者の個人情報35名分が記載された書類を、処置に入った患者様の病室に置き忘れ、その後、その患者様の御自宅で当該書類が発見されたことにより、個人情報漏えいする事案が発生しましたので、御報告いたします。

対象となる患者様及び御家族には、大切な個人情報を適切に管理できず、多大な御心配と御迷惑をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げます。

なお、書類はすべて回収をしており、更なる外部への漏えいや二次被害は確認されておりません。

### 1 漏えいした個人情報

35名（当該患者様を含む。）の入院患者のID、氏名、生年月日、性別、年齢のほか、病名、病状等の要配慮個人情報を含む保有個人情報

### 2 経過

#### 5月21日（木）

- ・当該医師が、複数の入院患者の情報が記載された書類をクリアファイルに入れて、処置のため患者様の病室（個室）に入室
- ・退室後、当該書類が見当たらないことに気づき、すぐに病室に戻って探したが見つからず、その後に来院したその病室の患者様の御家族とともに再度探したが、発見に至らなかった。
- ・御家族に当該書類を見つけたら連絡していただくよう依頼したが、本件について、当該医師は上司への報告を行わなかった。

#### 6月下旬

- ・御家族が患者様の御自宅で当該書類を発見

#### 7月2日（木）

- ・御家族が当該書類を井田病院へ返却
- ・当該医師がすべての書類が揃っていることを確認した後、本件について上司に報告

#### 7月6日（月）

- ・井田病院から病院局本庁へ本件について報告

#### 7月9日（木）

- ・入院患者の要配慮個人情報の漏えいについて、国の個人情報保護委員会に報告

#### 7月15日（水）～7月23日（木）

- ・電話及び文書にて個人情報漏えいした患者様及び御家族に説明・お詫び

### 3 原因

医師の不注意により、処置した患者様の病室（個室）に複数名の患者様の個人情報に記載された書類を置き忘れ、退院時に当該患者様の個人所有の書類等と一緒に持ち帰られた可能性が高く、病室から退出する際の書類確認が不十分でした。

また、当該医師は、当該書類が所在不明となった時点で速やかに上司への報告を行うべきでしたが、個人情報の紛失に対する認識が不十分であったため報告が遅れ、結果的に必要な対応や手続きに遅れが生じることとなりました。

### 4 再発防止策

- （１）病院長から当該医師に対し、個人情報の保護や迅速な上司への報告を徹底するよう、厳重注意を行いました。
- （２）個人情報の紛失が疑われる場合などの第一報については、直ちに上司へ報告することを徹底するよう、改めて院内に注意喚起しました。
- （３）医師をはじめとした院内の全職員に対し、個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する研修を実施し、個人情報保護の意識の更なる向上に加えて、患者様に関する情報をより一層慎重に取り扱うことを徹底します。
- （４）病室入室時のクリアファイルの使用をやめ、専用バインダー等による管理へ変更します。

|                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| 問合せ先<br>川崎市病院局 市立井田病院事務局庶務課 伊藤<br>電話：044-766-2188（代表） 内線 79220 |
|----------------------------------------------------------------|